

I 三田市人権のまちづくり推進委員会（第3期）A分科会答申書（提言書）

1 答申書（提言書）

人権相談・救済・支援体制の整備について

三田市人権のまちづくり推進委員会A分科会では、第1期、第2期に引き続き、第3期においても人権相談・救済・支援体制の整備が重要課題であるとの認識に基づき、より具体的・詳細な課題について検討を行った。

とりわけ市民の声を聴く場として、人権ミーティングを2回及び障がい者問題、外国人問題、高齢者問題、部落問題について支援団体や当事者からのヒアリングを各1回実施した。この取り組みから、一人一人に被る人権侵害が複合的かつ重層的な人権侵害になっている場合が少なくないという実態や人権侵害を受けながら自ら相談できない人々が多く存在するという実態などを聴かせていただいたことで、改めて人権侵害の深刻さ、根深さに気づくことができた。このような気づきから、従来どおりの体制では、人権侵害を被っておられる方々の問題解決への期待に十分に答えることができないのみならず、“市民が、自分たちの人権が守られて、安心して暮らせる三田市をめざす”ことも難しいという認識を新たにした。

そのような認識のもとに、人権相談・救済・支援体制のあり方について検討を重ねた結果、以下のような施策を提言する。

(1) 人権センターについて

- ① 三田市人権のまちづくり推進委員会の第1期、第2期の提言における人権センターについて施策反映を図る。
- ② 人権相談・救済・支援について実効性のある対応を行うため、人権センターは市長の直轄機関として位置づける。

(2) 総合人権相談機関について

- ① 人権センターにおいて総合的な人権相談・救済・支援体制の充実を図る一環として、あらゆる人権相談に対して一元的に対応できる総合人権相談機関を設置する。
- ② 総合人権相談機関の相談体制は、相談者である市民の視点に立って整備する。
- ③ 総合人権相談機関は、人権センター内の教育、啓発、人材育成、研修等他機関との有機的な連携のもと人権相談・救済・支援の質の向上を図るように努める。

(3) 人権オンブズパーソン機関について

- ① 市民のかかえる様々な人権問題の解決に向けた救済・支援の機関として、人権オンブズパーソン機関を市の附属機関として設置する。
- ② 人権オンブズパーソン機関は、関係修復を目的とした活動、即ち人権侵害に対する調査活動並びに被害者の代弁及び円卓会議等による調整活動を行う機関とする。

(4) 戸籍等取得時における本人通知制度について

近年相次ぐ戸籍等不正取得事件に鑑み、戸籍等不正取得の防止と不正取得時の人権相談・救済・支援につながる登録型の本人通知制度を実施する。

I 三田市人権のまちづくり推進委員会（第3期）B分科会答申書（提言書）

1 答申書（提言書）

多文化共生社会の実現に向けた施策について

三田市人権のまちづくり推進委員会B分科会は、平成21年（2009年）6月に策定された「三田市多文化共生推進基本方針」において、特に重点的に実施していくべき多文化共生の施策について議論を行った。

B分科会としては、この「基本方針」全般の人権施策を着実に実施するよう改めて市に求めることは言うまでもないが、現在の社会状況や三田市の現状を鑑みて、特に重点的に実施すべき施策として第2章の2「外国人市民にとって暮らしやすいまちづくり」の中の4項目「情報提供・案内表示・相談支援体制の充実」、「日本語学習や日本社会への適応支援」、「就学の保障と学習支援」、「行政サービスの充実」を選び、それぞれの項目の内容を検討した結果、以下のような施策が必要であると提言する。

(1) 情報提供・案内表示・相談支援体制の充実について

- ① 三田市在住外国人に対して災害時の緊急避難場所・方法に関する情報を提供するために、三田市全域の「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」を多言語で作成する。さらに、「災害時要援護者支援制度」を「日本語に不慣れな外国人」が利用しやすいように改善する。
- ② 「日本語に不慣れな外国人」のために、避難場所の表示を多言語化するとともに、緊急避難や医療、さらには市民生活全般に関するピクトグラム（Pictogram：絵文字・絵単語）を作成する。
- ③ 地域の民生委員や自治会組織との連携の下で、災害時に外国人をサポートできる「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」を組織し、多言語による避難誘導、通訳などを含む多様な救援活動が行える人材を養成する。
- ④ 「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」に従って、「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」の協力のもと、三田市在住の外国人を対象とした災害避難訓練を定期的実施する。

(2) 日本語学習や日本社会への適応支援について

日本語の理解が不十分な幼児・児童生徒を対象とした「子ども日本語教室（仮称）」を開設する。

(3) 就学の保障と学習支援について

- ① 新たに渡日してきた児童生徒が新しい教育環境（学校）に適応できるように、学校単位で、就学前から就学後にかけて数週間の就学準備期間を設け、「就学オリエンテーション」を実施する。
- ② 教科学習の習熟、進路指導、受験指導などを含む総合的な学習支援を目的とした、教員・ボランティアから成る「学習支援プロジェクト（仮称）」を実施する。
- ③ 幼児・児童生徒の文化的・宗教的背景を尊重した教育環境を整備する。その一環として、保護者やボランティアが指導する「母語・母語文化教室（仮称）」を開設する。

(4) 行政サービスの充実について

- ① 外科・内科問診票を多言語化（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語等）し、市内の公立・私立の医療機関に配布する。
- ② 医療現場での専門的な通訳能力を持った人材を育成する。
- ③ 三田市在住外国人に関する総合相談窓口を「人権センター」に一元化し、「外国人総合相談センター（仮称）」を開設する。
- ④ 外国人市民と日本人市民との市民会議を開催する。